

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～7 略	附 則 1～7 略

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)

8 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

9 略

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)

8 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

9 略

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。